

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収 に係る消費税額 ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④				※付表5-1の④X欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の⑦X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧				※付表5-1の⑧X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				※付表5-1の⑩X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の⑭X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮				※付表5-1の⑮X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				※付表5-1の⑰X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
 3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{⑳}$		円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{(\text{⑦F} + \text{⑧F} + \text{⑨F} + \text{⑩F} + \text{⑪F} + \text{⑫F} + \text{⑬F}) / \text{⑥F} \geq 75\%}{\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$		円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$ ㉒	円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉓				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉔				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉕				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉖				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉗				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉘				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉙				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉚				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉛				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉜				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉝				※付表5-1の㉔X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉞				※付表5-1の㉔X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉟				※付表5-1の㉔X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊱				※付表5-1の㉔X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉒～㊱)の内から選択した金額 ㊲	※付表4-2の㉔A欄へ 円	※付表4-2の㉔B欄へ 円	※付表4-2の㉔C欄へ 円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

「控除対象仕入税額等の計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。
- (3) この付表を作成してから、付表5-1を作成します。